

2010年12月17日

氏名 太田 修 

はじめに

私は1990年から約20年間、日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）とその結果締結された「日韓条約」¹に関する歴史研究を進めてきた。2000年には、約10年間の研究成果をまとめて大韓民国（以下、韓国）高麗大学校に博士学位論文「韓日請求権交渉研究」を提出した。2003年には、博士学位論文を加筆・修正して『日韓交渉－請求権問題の研究』（クレイン）を日本で公刊した（2008年にはその朝鮮語版がソウルで公刊された）。

2006年から2009年には、韓国側日韓会談文書の全面公開（2005年）で日韓会談の総合的研究が可能となったことを受けて組織された日韓共同研究（日本学術振興会科学研究費補助金、研究課題名「韓国政府公開資料による日韓基本条約の国際共同研究－脱植民地化論理と冷戦論理の交錯」）に参加した。この共同研究では、近年（2006年～08年）公開された日本側外交文書の分析・検討も進められ、2011年初めにはその成果が公刊される予定である。

さらに2010年より、第二期の日韓共同研究（日本学術振興会科学研究費補助金、研究課題名「朝鮮半島から見た戦後東アジア地域秩序の形成と変容－新た

¹ 本意見書では、1965年6月22日に日韓間に締結された「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」と、四つの協定（「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」）、およびその他の付属文書を日韓条約と総称し、それぞれ、基本条約、財産請求権・経済協力協定、在日韓国人の法的地位協定、漁業協定、文化財・文化協力協定と略称する。

な地域像を求めて)に参加している。この共同研究は、日韓会談文書の分析・検討を進め、日朝関係を含めた日本と朝鮮半島との諸関係を東アジアの中で理解することを目的とするものである。

今日まで約 20 年間日韓会談研究を進めてきた結果、日韓会談に関連する日本の外交文書は全面公開されるべきだと考えている。以下、日韓会談文書非公開による公的不利益、および全面公開による公益性について、韓国との友好関係の促進、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）との友好関係の樹立、東アジアの平和構築という観点から述べたい。

1. 「日韓条約」から「日韓共同宣言」への変化

日韓会談文書全面公開の公益性について論じるにあたって、日本政府が過去の朝鮮植民地支配をいかに認識してきたのか、その歴史的経緯を明らかにしておく必要がある。

1951 年 10 月に予備会談として始まった日韓会談、およびその結果 1965 年に締結された日韓条約において、日本政府は朝鮮植民地支配正当論を堅持していたことが近年の日韓会談研究で明らかにされている。

日韓会談開催の背景には、1951 年に締結されたサンフランシスコ講和条約がある。同条約の朝鮮に関連する条項（第 2 条、第 4 条、第 9 条、第 12 条、第 21 条²⁾）の中で、植民地支配問題を考えるために重要なのは、第 2 条および第 4 条である。第 2 条は、「朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とされ、独立の承認と領土の範囲を規定した条文である。第 4 条は「財産」および「請求権」について規定した条文であり、(a)項で、「財産」および「請求権」の処理は「日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする」、(b)項では、「日本国は〔中略〕合衆国政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」³⁾と規定された。しかしこれらの条文は、その内容から明らかなように、日本の朝鮮植民地支配による被害を認めてその清算を規定するものではなかった。

²⁾ 第 21 条の条文は以下の通り。「第二十一条 この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条(a)2 の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。」

³⁾ 『官報』号外、1952 年 4 月 28 日。

ただし、条約の草案過程で植民地支配処理問題について議論がなされなかったわけではない。特に草案作成を主導した米国国務省は、韓国の対日講和条約署名問題と賠償問題について検討した結果、韓国は第二次世界大戦における対日交戦国ではないため対日講和条約署名国とはなり得ず、米国や他の諸国家が日本の「韓国併合」を承認したため植民地統治に対する韓国側の賠償要求は容認できないと結論していた。これは米国だけでなく他の連合国側も共有していた認識であり、サンフランシスコ講和条約に植民地支配を清算する規定が存在しなかったのは、そうした認識が当時の連合国側に共有されていたからに他ならなかった。また、植民地支配は賠償の対象となり得ないという考え方は、サンフランシスコ講和条約に特有の考え方であったわけではない。1947年に締結されたイタリア講和条約においても、リビア、エリトリア、イタリア領ソマリランドなどイタリアの旧植民地の賠償請求権が否認されたことからわかるように、植民地支配は清算されるべきものではなかった。むしろ、「西欧の植民地主義 (Western colonialism)」は「最初から解放的性質を帯びるよう、人間の自由という基本的な考え方」を内包しており、「西欧諸国に依る政治的支配が平和的に退却し、自治がこれに代わるように進めた」⁴のだから、植民地支配の責任は問われるべきではないという「世界基準」が存在していたのである。日韓会談で日本側が主張した植民地支配正当化論は、こうした「世界基準」を背景に展開されたと言える。

次に、日本政府の朝鮮植民地支配正当化論について見てみよう。日韓会談が開始前の日本政府の植民地支配認識を最もよく表す資料は、外務省が講和条約締結準備過程で1949年12月に作成した「割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述」、および翌50年5月作成の改訂版「対日平和条約の経済的意義について」の「三 割譲地に関する経済財政事情の処理」である。そこに表された植民地支配認識は以下の二点に要約できる。

ひとつは、旧植民地は国際法により「正当ニ取得」されたという「植民地支配正当・適法」論である。敗戦直後の日本政府は、帝国の植民地を「今次戦争ニ関係ナク帝国ガ正当ニ取得シ且帝国ノ主権行使ニ付従来争ナカリシ領土」であり、朝鮮は「日韓合併條約、韓国併合宣言ニ対シ今日迄米、英、蘇ノ何レヨ

⁴ John Foster Dulles, *War or Peace* (New York: the Macmillan Company, 1950), p.77-78.

リモ異議アリタルコトナシ」⁵と認識した。それはその後も日本政府の基本認識であり続けた。1949年12月に作成された「割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述」でも、「当時としては国際法、国際慣例上普通と認められていた方式により取得され、世界各国とも久しく日本領として承認していた」のであり、「過去におけるこれら地域の取得、保有をもって国際的犯罪視し、懲罰的意図を背景として、これら地域の分離に関連する諸問題解決の指導原則とされることは、承服し得ない」ことだった⁶。

もうひとつの日本政府の植民地支配認識は、日本の植民地統治は「搾取政治」ではなく、「各地域の経済的、社会的、文化的向上と近代化」に「貢献」したという「施恵論」ないしは「近代化論」である。先の「割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述」には次のように記されている。

日本のこれら地域に対する施政は決していわゆる植民地に対する搾取政治と認められるべきでないことである。逆にこれら地域は日本領有となった当時はいずれも最もアンダー・デヴェロップトな地域であって、各地域の経済的、社会的、文化的向上と近代化はもっぱら日本側の貢献によるものであることは、すでに公平な世界の識者—原住民を含めて—の認識するところである⁷。

そして、日本の統治以来、朝鮮人の所得、および生活水準は上昇したのだから、経済的、社会的分野に関する限り「日本の植民地搾取云々との説は、政治的宣伝ないし実情を知らざるところに起因する想像論に過ぎない」としている。

こうして日本政府は、予備会談開始直後の1951年10月に作成した「日韓両国の基本関係に関する方針（案）」で、韓国側が「日本による四十年の朝鮮統治が搾取的植民政治であったとの建前をもって来る」と予見して、次のような基本方針を決定していた。

⁵ 「連合国ノ対日要求ノ内容ト其ノ限界（研究素材）」（昭、二十、十、二十九、条約局）『ポツダム宣言受諾関係一件 善後措置および各地状況関係（一般及び雑件）第一巻』『日本外交文書』第3回公開。

⁶ 「割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述」（二十四、十二、三）「割譲地の経済的財政的事項の処理に関する陳述」外務省編『日本外交文書—サンフランシスコ平和条約準備対策』2006年、443～445頁。

⁷ 「割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述」（二十四、十二、三）「割譲地の経済的財政的事項の処理に関する陳述」外務省編『日本外交文書—サンフランシスコ平和条約準備対策』2006年、443～445頁。

我が方としては原則論としてかかる態度を論破する要があり、必要あれば何時にても韓国側及び世界の曲解ないし誤解を解く用に資するため、日本の朝鮮統治下における韓国人の経済生活、文化生活の向上の実際面を具体的に説示した一般的なステートメントを準備し置く要があり、適当なる諸点については、他の外国のコローニアリズムとの比較を示すことも必要であろう。⁸

「他の外国のコローニアリズム」と比較しても「朝鮮統治下における韓国人の経済生活、文化生活」は「向上」したという認識である。

以上のような日本政府の植民地支配正当化論は日韓会談を通じて堅持された。例えば、外務省は1960年7月の内部文書で「過去の償いということではなしに、韓国の将来の経済に寄与するという趣旨」ならば、「経済的援助」を行なう意義があると述べ、「過去の償い」を行う意思は持たなかった⁹。また、旧大蔵省は1963年6月作成の内部文書で「戦争による被徴用者の被害に対する補償」は、韓国側の「政治的要求（日本の植民地的搾取を理由とする）」なので「全面的拒否の態度」をとっていた¹⁰。

実際に、日本政府が植民地支配正当化論を堅持し続けたがゆえに、1965年に締結された日韓条約には日本の植民地支配処理について規定する条文は設けられなかっただけでなく、基本条約でも植民地支配について一切言及されなかったのである。

しかしながら日本政府の植民地支配正当化論はその後も存続したわけではない。1972年の日中共同声明において最初の転機が訪れた。このとき日本は「日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と侵略戦争に対する謝罪と反省をはじめて表明した。さらにその10年後には歴史教科書問題が発生し、1982年には「宮澤官房長官談話」を出し「日本政府及び国民は、過去において、我が国の行為が韓国・中国を含むアジアの国々の国民に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このよ

⁸ 「日韓両国の基本関係に関する方針（案）」1951年10月31日、日本外務省公開日韓会談文書、6-1186-1835。この方針は同年11月25日付の「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項」にも記載され、基本方針として確定されたようだ（「日韓国交正常化交渉の記録」日本外務省公開日韓会談文書、6-909-1124）。

⁹ 「対韓経済技術協力に関する予算措置について」（1960年7月22日付）（「NHKスペシャル—調査報告、アジアからの訴え—問われる日本の戦後処理」＜1992年8月14日放送＞。新延明「条約締結に至る過程」『季刊青丘』16、1993年）。

¹⁰ 大蔵省理財局外債課『日韓請求権問題参考資料（未定稿）（第2分冊）』1963年6月。

うなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意」を表明した。ここでは、韓国を含むアジアの国々の国民に「多大の苦痛と損害」を与えたことに対する反省が表明されたことがひとつの進展だった。

このように 1972 年「日中共同声明」と 1982 年「宮澤官房長官談話」では、侵略戦争に対する謝罪と反省が表明されたが、植民地支配についての明確な政府見解は示されなかった。とはいえ日本政府は、日韓条約当時の植民地支配正当論を維持することができなくなっていた。

そして 1980 年代後半に韓国で政治的民主化が進展し東西冷戦体制が崩壊するなかで、日本の植民地支配認識の変更を迫る第二の転機が訪れた。1990 年代に入ると元日本軍「慰安婦」など植民地支配・戦争被害者らが日本政府に対して補償を求める声をあげ、日韓の支援者や市民運動がそれを支援することによって、植民地支配・戦争の清算を求める運動が本格的に開始された。こうした運動は、単に侵略戦争だけでなく、植民地支配それ自体の責任を問うものとなった。

日本政府は、冷戦崩壊後の東アジアのあり方を展望していく上で、そうした動きが無視できなくなり、植民地支配に対する見解の表明を迫られた。1990 年代初め、植民地支配の責任問題に向き合う姿勢を見せたのは宮沢政権と細川政権だった。

1992 年 1 月、訪韓した宮沢首相は盧泰愚大統領に「従軍慰安婦」問題の謝罪を表明し¹¹、1993 年 8 月には、真実調査結果とともに「河野内閣官房長官談話」が発表された¹²。日本政府は、不十分であったとはいえ「従軍慰安婦」問題の調

¹¹ 『朝日新聞』1992 年 1 月 17 日。

¹² 『朝日新聞』1993 年 8 月 5 日。「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」の一部は以下の通り。「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。／なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。／いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰

査を行い「従軍慰安婦募集」の「強制」を認め、それに対して初めて謝罪したのである。

また、その直後に細川連立政権が発足し、細川首相は侵略戦争を批判しただけでなく植民地支配を謝罪する発言を行い、植民地支配・戦後補償問題に前向きな姿勢を示した¹³。首相個人の発言だったが、「植民地支配」「侵略戦争」の言葉や「創氏改名」「徴用」などの例を挙げて日本の責任を認め謝罪したのは初めてのことだった。しかし、右派や官僚などの抵抗が強く、政権としては植民地支配・戦争被害の清算に向けて動き出すことができなかった。

第三の転機が訪れたのは1994年6月に村山連立政権が成立した直後のことだった。日本の敗戦から50年目の1995年8月15日、村山富市首相は閣議決定にもとづいて次のような談話を発表した。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。¹⁴

日本政府は、いわゆる「村山談話」において、アジアへの植民地支配と侵略に

安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」(外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>)。

¹³ 例えば、8月10日の就任後初めての記者会見で、日中戦争に始まる先の戦争について、「侵略戦争」で「間違った戦争」だったと明言し(『朝日新聞』1993年8月11日)、歴代の首相としては初めて「侵略戦争」という言葉を使った。23日に衆議院本会議で行なわれた所信表明演説では、「過去のわが国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに、改めて深い反省とおわびの気持ちを申し述べる」と述べた(『朝日新聞』1993年8月23日夕刊)。さらに細川首相は、11月6日に韓国慶州市で行なわれた金泳三韓国大統領との会談では、「わが国の植民地支配によって、朝鮮半島の人々が、例えば学校における母国語教育の機会を奪われたり、自分の姓名を日本式に改名させられたり、従軍慰安婦、徴用などさまざまな形で耐え難い苦しみと悲しみを経験されたことについて、加害者として心から反省し、深く陳謝したい」と述べ、「植民地支配」の言葉や「創氏改名」「徴用」などの例を挙げて謝罪した(『朝日新聞』1993年11月7日)。

¹⁴ 「村山内閣総理大臣談話 戦後50周年の終戦記念日にあたって」(いわゆる村山談話、1995年8月15日)の一部。外務省ホームページ

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html)。

対して「痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ち」を公式に表明した。「植民地支配」という言葉を用いて日本政府として公式に謝罪したのはこれが初めてだった。

そしてこの「村山談話」の内容は、1998年10月に金大中大統領と小渕恵三首相が交わした「日韓共同宣言－21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」に受け継がれた。

小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。

15

それに対して金大中大統領は、小渕首相の歴史認識の表明を評価すると同時に、「両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力すること」を表明した。これは、1995年の「村山談話」を日韓関係にも適用し、日本は過去の朝鮮植民地支配を「反省」し「お詫び」することを韓国に対して初めて表明したのである。

日本政府は、その後も日韓関係において「日韓共同宣言」の立場を堅持し続け、2002年9月に金正日国防委員会委員長と小泉首相が交わした「日朝平壤宣言」にも日韓共同宣言と同様の内容が盛り込まれた。その後の歴代の日本の政権は「村山談話」の見解を踏襲し、2010年8月に発表された菅直人首相談話でも、「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛」に対し、あらためて「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」が表明されたのである。

以上のように、今日の日本政府は、過去の植民地支配が当該地域の人々に「多大な苦痛」と「被害」をもたらしたことに對して「反省」し「お詫び」をするという朝鮮植民地支配不当論の立場に立っている。いうまでもなくこうした日本政府の認識は日韓会談の過程、および日韓条約にはみられなかったもので、日本政府の立場が日韓条約締結当時の植民地支配正当論から、今日の植民地支配不当論へと変化したとすることができる。

15 「日韓共同宣言－21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」(1998年10月8日、東京)の一部。外務省ホームページ

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_98/k_sengen.html)。

2. 日韓会談文書非公開による公的不利益

(1) 真実究明の妨げ

「日韓会談文書全面公開を求める会」の開示請求により2006年から2008年にかけて約6万枚の日韓会談文書が開示された。しかし、韓国との「信頼関係が損なわれるおそれ」がある、また将来の朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）との「交渉上不利益を被るおそれがある」との理由により、約25%が開示とされていない。このような日韓会談文書の不開示はいかなる公的不利益をもたらしているのか、日韓会談および日韓条約の歴史研究を行ってきた立場から述べたい。

まず、日韓会談および日韓条約の歴史研究の大きな妨げになっている点を指摘しなければならない。日韓会談文書がその作成からすでに45年以上も経過している歴史文書であるにもかかわらず、約25%もの文書が開示とされていないことは異常なことである。そうした事態は、日韓の歴史資料の共有、学術交流、真実の究明、それにもとづく共通の歴史理解の構築を困難にしている。

先に述べたように、今日の日本政府は植民地支配に対する「反省」を公式表明しているが、植民地支配を真に「反省」するのであれば、過去の植民地支配を清算する必要がある、そのためにはまず過去に対する真実究明を行う必要がある。真実究明とは、①植民地支配システムと植民地支配による「多大の損害と苦痛」、②日韓会談での植民地支配処理過程（実際に、被害者側は植民地支配処理過程の真実究明を求めている）の実相を明らかにすることである。それが行われないうままでは植民地支配を真に「反省」することにはならず、日本政府の公式見解を空洞化させてしまうことになる。

(2) 「矛盾」の固定化、非和解の継続

1で述べたように、日本政府の朝鮮植民地支配に対する見解は、日韓会談および日韓条約（1951～1965年）での植民地支配正当論から、「村山談話」（1995年）および「日韓共同宣言」（1998年）での植民地支配不当論に大きく変化し、日本政府は植民地支配に対して「反省」と「お詫び」を表明した。しかしその一方で、植民地支配の清算は1965年「財産請求権及び経済協力協定」で解決済みだと日本政府は主張して真実究明とそれにもとづく補償を行う意思をもたなかった。ただし、在韓被爆者問題・サハリン在住韓国人問題・在日韓国人軍人

軍属問題・日本軍「慰安婦」問題に対して特別措置を講じてきた¹⁶。この点について日本政府は、特別措置は「人道的精神」「人道的見地」から行うものであり、国家補償を前提とするものではないと説明してきた。しかしこれは、実質的には植民地支配に由来する未解決の問題が存在していると認識し、日韓条約では植民地支配が清算されなかったことを具体的に認めたものと言える。

それに対して植民地支配の被害者・遺族から、日本政府は「反省」と「お詫び」を実践していないのではないかという強い不信と不満が噴出した。実際にサンフランシスコ平和条約第4条とそれにもとづく日韓財産請求権交渉の過程を歴史として考えるならば、「財産請求権及び経済協力協定」では植民地支配の清算を欠いた「請求権問題」が処理されたのであって、植民地支配の清算がなされたとは言えない。日本政府が植民地支配を「反省」と公言する一方で、植民地支配正当論にもとづく日韓条約によって植民地支配清算問題が解決済みだとすることは矛盾だと言わざるをえない。日韓会談文書の非開示を継続することは、この矛盾を覆い隠し固定化させることになる。そうなれば、今後過去の清算を行う機会が失われ、日本は植民地支配の清算を行わなかったという歴史が永遠に残ることになる。

また被害者・遺族は、植民地支配の清算が日韓条約で解決済みか否かを確認するため韓国政府に対して日韓会談文書公開請求訴訟を起こした。原告勝訴の結果、2005年に韓国側文書が全面公開された。続いて日本でも「日韓会談文書全面公開を求める会」が、文書公開請求運動を開始した。韓国の被害者・遺族も、韓国側文書だけでは日韓会談における植民地支配処理の全貌を知ることができないと考えてこの運動に参加した。しかし、日本側日韓会談文書は全面公

¹⁶ 例えば、在韓被爆者問題において日本政府は、1990年に在韓被爆者医療支援金40億円の拠出を表明し、91年と93年に大韓赤十字社を通して支援が行われた。また、1994年に制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（被爆者援護法）の国外適用を日本政府に要求する運動を韓国・米国・ブラジルの被爆者らが行った結果、在外被爆者への健康管理手当の支給が可能となった（市場淳子『ヒロシマを持ちかえった人々（新装増補版）』凱風社、2005年、364～369頁）。在日韓国人軍人軍属問題については、2000年6月に「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」が公布され、重度戦傷病者には見舞金・生活支援金など400万円、遺族には260万円が支給された。日本軍慰安婦問題については、村山政権が1995年に設立した「アジア女性基金」をめぐって日韓政府、市民の間で深刻な論争となったが、「アジア女性基金」を通して元日本軍「慰安婦」に「償い金200万円」「医療福祉支援事業」「元慰安婦の方々への内閣総理大臣のおわびの手紙」等が渡された（デジタル記念館慰安婦問題とアジア女性基金、<http://www.awf.or.jp/3/korea.html>）。

開されず、被害者・遺族の不信や不満は解消されないままである。

結局、「村山談話」や「日韓共同宣言」で発された植民地支配に対する「反省」と「お詫び」が言葉だけの内実がともなわないものとなっているのである。日韓会談文書を全面公開しないことは、日本政府の「矛盾」を固定化させるだけでなく、被害者・遺族との非和解を継続させ、日韓両市民に永続する不利益をもたらすことになるだろう。

3. 日韓会談文書公開の公益性－韓国、北朝鮮との和解、東アジアの平和構築へ

(1) 韓国との真の和解のために

今後日本は、2 であげたような日韓会談文書非公開による公的不利益を克服し、より友好的な日韓関係を構築していくことが求められる。そのためには、以下のような点から日韓会談文書を全面公開する施策が有用である。

まず、日本政府は先に述べた植民地支配処理をめぐる「矛盾」を認定し、次の段階へ進んでいかねばならない。つまり、被害者・遺族に対して、日韓条約では植民地支配の清算がなされなかったことを認め、「日韓共同宣言」の立場をさらに進めてそこに欠けていた被害の真実究明と補償を誠実に進めていくことが緊要である。

真実究明の面では、例えば、韓国の特別法によって設置された「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」の調査作業への協力が考えられる。また、協力にとどまるのではなく、非公開とされている植民地支配関連資料や日韓会談関連資料などを日本政府自らが積極的に公開し、植民地支配の真実究明に主体的に取り組むことが必要である。

補償の面では、在韓被爆者・サハリン在住韓国人・在日韓国人軍人軍属・日本軍慰安婦問題に対するこれまでの特別措置を事実上の国家補償だと日本政府が認め、今後は不十分な部分を補っていくという方法が考えられる。問題はこれまでの不十分さをどれほど補えるかということだが、2000年に中国人強制労働問題の解決のために設けられた「花岡平和友好基金」や、同じ年にドイツで制定された「補償基金設立法」、それに基づく補償基金「記憶、責任そして未来」などが参考になるだろう。

特にここでは被害者・遺族が日韓会談での植民地支配処理過程の真実の究明

を要求していることが重視されなければならない。先にも述べたように、今回の裁判には韓国側の被害者・遺族が参加し、日韓会談文書の全面公開を求めている。全面公開が実現すれば、少なくとも日韓両国が日韓会談における双方の歴史資料を共有し、それらを調査・研究することにより共通の記憶を持つことが可能となる。また日韓会談文書の全面開示は、同時に、戦前の植民地支配に関する資料、他の分野の資料の公開を促し、他の分野でも記憶の共有を促進していく契機となるだろう。そうなれば1998年「日韓共同宣言」でうたわれた植民地支配の「反省」を具体的に履行することになり、被害者だけでなく韓国の人々の日本に対する信頼は深まり、より強固な友好関係を築くことができるだろう。

(2) 北朝鮮との友好的な国交樹立に向けて

日本と北朝鮮は、植民地支配の開始から100年、朝鮮植民地支配の終わってから65年、1991年の日朝国交正常化交渉（以下、日朝交渉）の開始から約20年が経過しても、国交を樹立できないでいる。これは異常な状態である。

こうした状況に変化をもたらしたのは2002年の「日朝平壤宣言」だった。「日朝平壤宣言」は、「村山談話」と「日韓共同宣言」の内容を踏襲して「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫（わ）びの気持ちを表明した」。これは「日韓共同宣言」と同様に朝鮮植民地支配不当論の立場から植民地支配への「反省」と「お詫び」を表明したものである。したがって、将来日朝間に締結されることが予想される日朝条約は、過去の植民地支配を反省し、将来の日朝友好関係を促進するものでなければならない。

しかし日本と北朝鮮は、植民地支配をめぐる実質的には依然として「非和解」の関係にあり、「日韓共同宣言」と同様に、植民地支配に対する「反省」と「お詫び」の内実が問われているのが現状である。

日韓会談文書の公開は、将来再開されることが予想される日朝交渉に悪影響を及ぼすとは考えられない。「日朝平壤宣言」で条約の方向性と枠組みは合意されている。さらに日韓会談文書は、今から45年以上も前に作成された歴史資料であり、当時の国内・国際情勢と今日のそれとは大きく異なっているからである。日韓会談文書の全面公開は、今後の日朝関係および日朝交渉によりよい影響を及ぼすものと予想される。日韓関係と同様に、日韓会談文書を全面公開

すれば、植民地支配正当論の立場から進められた日韓会談と日韓条約締結の歴史を省察し、「日朝平壤宣言」でうたわれた植民地支配の「反省」を具体的に履行することになり、より友好的な日朝関係の樹立および日朝条約締結が可能となるだろう。

(3) 東北アジアの平和構築のために

一般的に東西冷戦体制は1990年代初めに崩壊したと言われているが、東北アジアにおける冷戦体制は必ずしも終わったとは言えない。朝鮮半島では、今日においても南北分断と対立が解消されないまま、停戦という戦争状態が続いている。近年の研究によると、南北朝鮮の分断と対立の固定化をまねいた朝鮮戦争は「冷戦」の中で起こった地域戦ではなく、韓国と北朝鮮、アメリカと中国、ソ連が参戦し、日本や台湾も関与した「東北アジアの戦争」だった¹⁷。アメリカ、日本が韓国と連繋し、中国とロシアが北朝鮮と連繋して対立するという基本的構図は今日においても存続しているのである。

今年11月の北朝鮮の大延坪島への砲撃も、停戦という戦争状態の中で起こった衝撃的な事件だった。朝鮮半島での対立がこれ以上エスカレートしないよう、また、二度とこのようなことが起こらないようにするためにはどうすべきか、南北だけでなくこの地域の人々が知恵をしぼって考えなければならない。また、かつて朝鮮戦争に関与した6カ国による協議では「朝鮮半島の非核化」「経済・エネルギー支援」「日朝関係正常化」「米朝関係正常化」「北東アジアの安保協力」などにまつわる問題の解決がめざされている。

そうした中で、日韓会談文書の全面公開は日朝国交正常化交渉を再開する契機となり、困難な諸問題の解決を促し、朝鮮半島を結節点とする冷戦構造の解体を促進することにつながるだろう。何よりも日朝国交正常化の実現と朝鮮半島をめぐる国際的緊張関係の緩和は朝鮮半島の統一によい影響を及ぼすことになる。

また、日韓会談文書の全面開示による日本と朝鮮半島での歴史資料の共有は、他の地域でも同様の動きを促進することになる。東北アジアで歴史資料の公開と共有が進めば、この地域での「記憶の共有」も可能となり、歴史認識における「和解」も進むだろう。そうなれば、東北アジアは平和共同体の構築へ向けて大きく前進することになる。

¹⁷ 和田春樹『朝鮮戦争全史』岩波書店、2002年、3頁。

おわりに

以上のように、日本政府が今後も日韓会談文書を非公開とし続けるならば、私たち日本は、真実究明の妨げ、植民地支配清算をめぐる日本政府の「矛盾」の固定化、非和解の継続という公的不利益をかかえこむことになる。一方、日韓会談文書の全面公開を実現すれば、それは韓国、北朝鮮との和解、東アジアの平和構築を進めていくための契機となり、日本とそれらの地域の人々に犬いなる利益をもたらすことになると思う。

以上

略 歴 書

2010年11月現在

氏名 桒 由 鬱

生年月日 1963年6月12日生 (満47歳)

現住所

勤務先 京都府京都市上京区今出川通烏丸東入同志社大学グローバル・スタディーズ研究科

学歴

- 1982年4月 同志社大学文学部文化学科文化史学専攻入学
- 1986年3月 同志社大学文学部文化学科文化史学専攻卒業
- 1990年3月 高麗大学校大学院史学科修士課程入学
- 1994年8月 高麗大学校大学院史学科修士課程修了
- 1994年9月 高麗大学校大学院史学科博士課程入学
- 2001年2月 高麗大学校大学院史学科博士課程修了 (博士「文学」)

職歴

- 1991年1月 延世大学校延世語学院外国語学堂日本語科講師 (～1997年8月)
- 1997年9月 弘益大学校商経学部国際地域経済専攻専任講師 (～2001年2月)
- 2001年4月 早稲田大学、中央大学、和光大学で非常勤講師 (～2002年3月)
- 2002年4月 佛教大学文学部助教授 (2007年4月より准教授)
- 2009年4月 佛教大学文学部教授 (～2010年3月)
- 2010年4月 同志社大学グローバル・スタディーズ研究科教授 (～現在)

主な研究業績

- ・『日韓交渉－請求権問題の研究－』クレイン、2003年、1～414頁。
- ・송병권, 박상현, 오미정 역『한일교섭-청구권문제 연구』선인, 2008, 1-500. (ソンビョングォン、パクサンヒョン、オミジョン訳『韓日交渉－請求権問題研究』ソニン、2008)

- ・『朝鮮近現代史を歩く』思文閣出版、2009年、i～viii、1～258頁。
- ・「日韓財産請求権問題の再考－脱植民地主義の視角から」笹川紀勝、李泰鎮編『国際共同研究 韓国併合と現代－歴史と国際法からの再検討』明石書店、2008年、696～717頁。
- ・「16 日韓条約で植民地支配は清算されたか」田中宏・板垣竜太編『日韓新たな始まりのための20章』岩波書店、2007年、114～119頁。
- ・「第2話「補償問題」は解決したのか？」朴一・太田修ほか『『マンガ嫌韓流』のここがデタラメ』コモンズ、2006年、31～51頁。
- ・石坂浩一編『北朝鮮を知るための51章』明石書店、2006年2月15日、第41～51章（217～269頁）。
- ・「第5章 日本－日韓関係の変化と連続性」朴一編『変貌する韓国経済』世界思想社、2004年10月25日、111～129頁。
- ・「外務省外交史料館の現代韓国朝鮮関係資料について」『現代韓国朝鮮研究』2008年11月15日、43～47頁。
- ・「日韓交渉と植民地主義の清算」『環』vol.23、2005年Autumn、223～228頁。
- ・「日韓交渉下での被害者・遺家族の声」『現代思想』2005年6月号、131～135頁。
- ・「日朝間の「過去の克服」、未来のために」『現代思想－総特集日朝関係』2002年11月臨時増刊号、Vol.30-14、2002年11月、122～129頁。